資料２－３

国の審議会等における障害のある女性委員の人数等について

（令和８年９月１日時点）

「障害者基本計画（第５次）」においては、「障害者施策を審議する国の審議会等における障害者の委員の選定に当たっては、性別のバランスに配慮しつつ、障害のある女性委員の人数・比率について定期的に調査・公表を行う」こととされていることを踏まえ、国の審議会等のうち障害者施策を審議するもの※1について、障害のある委員数、障害のある女性委員数等の調査を実施した結果は以下のとおり。

審議会等名	委員の総数	障害のある女性委員数 （障害のある委員数）	障害のある 女性委員の比率
障害者政策委員会	30 人	4 人（12 人）	13%
こども家庭審議会 （障害児支援部会）※２	21 人	２人（３人）	10%
社会保障審議会 （障害者部会）※３	28 人	３人（８人）（※５）	11%
労働政策審議会 （障害者雇用分科会）※４	20 人	１人（４人）（※５）	５％

※１：障害者施策を審議しない国の審議会等において、①障害のある女性委員が選定されている審議会等、②障害のある委員が選定されている審議会等に該当するものは以下のとおり。
①中央教育審議会、スポーツ審議会、厚生科学審議会（厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会）、医薬品等行政評価・監視委員会、中央社会保険医療協議会、農業資材審議会（農薬分科会、農薬蜜蜂影響評価部会）、交通政策審議会
②アルコール健康障害対策関係者会議

※２：こども家庭審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害児支援部会について記載。

※３：社会保障審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害者部会について記載。

※４：労働政策審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害者雇用分科会について記載。

※５：社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会においては、障害者代表の委員数を記載。